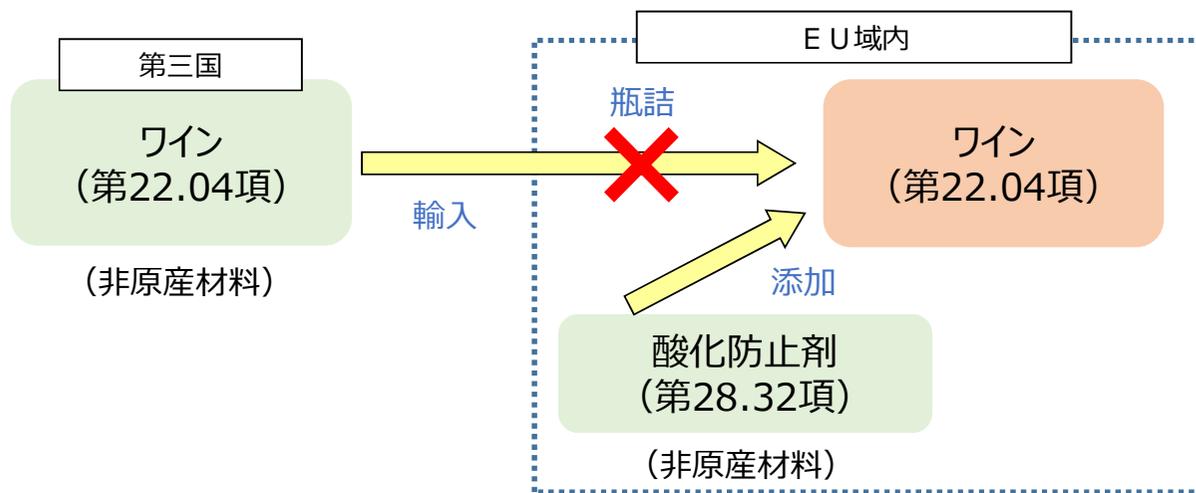


産品名	ワイン	HS番号	第22.04項 (HS2017)
協定名	日EU協定	特惠符号 (申告時の原産品申告書等の記載)	C1 (関税分類変更基準を満たす産品)
品目別原産地規則	CTH (第22.07項及び第22.08項の材料からの変更を除く。)。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。生産において使用される第0806.10号、第2009.61号及び第2009.69号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。生産において使用される第4類の非原産材料の重量が産品の重量の40パーセントを超えないこと。生産において使用される第17.01項及び第17.02項の非原産材料の総重量が産品の重量の40パーセントを超えないこと。		
概要	製造工程を確認したところ、本品は第三国で製造したワイン (第22.04項) をEU域内へ輸送し、酸化防止剤を添加して瓶詰したものであることが判明。第22.04項の非原産材料については、「CTH」が行われていないことから、品目別原産地規則を満たさない。したがって、日EU協定上のEU原産品とは認められない。		



### 品目別原産地規則を満たすための要件

第22.04項、第22.07項及び第22.08項の材料を使用する場合には、**原産材料であることが必要**